

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として「過去の未実現提案等についての政府の対応方針」において措置された事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
908	都道府県職業能力開発校の弾力的運営について	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第4条、第15条の6、第16条	平成21年度中に結論	<p>〔第9次提案に対する対応方針（平成18年9月15日）〕 都道府県職業能力開発校の運営に関して、公共職業訓練が雇用対策におけるセーフティネットとして重要な役割を果たしていることを踏まえ、時代のニーズ、地域の産業構造の変化等に的確に対応した技能の習得を図ることができ、効果的・効率的な職業能力開発を推進することが可能となるよう、柔軟な科目改編、多様な外部人材の活用などの方策について、管理運営の外部委託を含め、その適正な運営を確保することが可能かどうかにつき、地方公共団体の意見を踏まえつつ、検討を行う。</p> <p>〔第12次提案等に対する対応方針（平成19年3月7日）〕 都道府県職業能力開発校の運営に関して、公共職業訓練が雇用対策におけるセーフティネットとして重要な役割を果たしていることを踏まえつつ、その管理運営の外部委託について、適正な運営を確保することが可能かどうかにつき、平成19年10月に設置した検討会において検討を行い、平成19年度中に結論を得る。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成19年度のできるだけ早期に結論」とされていたもの】</p> <p>〔第13次提案等に対する対応方針（平成20年10月23日）〕 都道府県職業能力開発校の管理運営の在り方を検討するため、平成19年10月に検討会を設置し、これまで計4回の検討を行ったところであり、平成20年度中に結論を得ることとする。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成20年3月7日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成19年度中に結論」と改めて設定したもの】</p> <p>〔第14次提案等に対する対応方針（平成21年2月27日）〕 「雇用・能力開発機構の廃止について（平成20年12月24日閣議決定）」を受けた見直しにおいて国と都道府県との適切な役割分担を図る中で、都道府県職業能力開発校の管理運営の在り方について検討を進め、平成21年度末までに結論を得ることとする。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成20年3月7日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成19年度中に結論」、平成20年10月23日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成20年度中に結論」と改めて設定したもの】</p>	全国で実施	都道府県が設置する職業能力開発校について、都道府県以外の者が管理運営することができるよう、所要の措置を講ずることとする。	厚生労働省

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1102	商工会議所の定款変更に関する認可権限の都道府県への委譲	商工会議所法施行令（昭和28年9月30日政令第315号）第7条	平成21年度までに措置	<p>〔第9次提案に対する対応方針（平成18年9月15日）〕 「規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申（平成18年7月31日 規制改革・民間開放推進会議決定）」に基づき、商工会議所の定款変更に関する認可権限の都道府県への委譲について平成19年度中に調査を行い、必要に応じて所要の見直しを行う。</p> <p>〔第13次提案等に対する対応方針（平成20年10月23日）〕 商工会議所法の許認可事務に関する実際の申請者でありユーザーである商工会議所や都道府県から、認可申請の現状、問題点の有無等の実態を把握するため、すでに調査を実施しており、現在、所要の見直しについて、検討を行っているところ。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成19年度中に結論」とされていたもの】</p>	検討中	<p>商工会議所の定款変更に関する認可権限の都道府県への委譲については、地方分権に係る動向も踏まえ、平成22年度中に結論を得る。</p> <p>※「第16次提案等に対する政府の対応方針」において実施時期を改めて設定</p>	経済産業省
1107	法定事業者検査の発電所単位での品質システム構築と審査の見直し	電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第55条 電気事業法施行規則（平成7年10月18日通商産業省令第77号）第94条の5、第94条の5の2 安全管理審査実施要領（内規）（平成18年7月20日付け 平成18・06・15原院第4号）	平成21年度中に結論	<p>〔第9次提案に対する対応方針（平成18年9月15日）〕 安全管理検査制度については、現在、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において溶接安全管理検査について運用改善に関する検討を行っている。この検討を踏まえた上で、定期安全管理検査に係る運用について検討を行い、結論を得る。</p> <p>〔第13次提案等に対する対応方針（平成20年10月23日）〕 安全管理検査制度については、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において溶接安全管理検査について運用改善に関する検討を行い、平成20年6月には、運用改善を実施するために規定類について整備を行い、新たに規制文書を発出した。 この溶接安全管理検査の状況を踏まえ、本件の定期安全管理検査制度に係る運用についても、現在、関係機関と制度のあり方について検討を行っており、平成21年度中に結論を得る。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成19年度中に結論」とされていたもの】</p>	検討中	<p>現在、定期安全管理審査制度についての見直しを検討中であり、平成21年度中に結論を得る。</p>	経済産業省

規制所管省庁において検討した結果、対応困難となった規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
803	専修学校に対する幼稚園の教員養成機関としての指定	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)別表第1備考第3号 教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第27条、第28条第1項	平成21年度中に結論	<p>〔第9次提案等に対する対応方針(平成18年9月15日)〕 現在、専修学校に対しては幼稚園の教員養成機関としての指定を行っていないところ、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種との制度バランス等を考慮した上で、専修学校を幼稚園の教員養成機関として指定する場合の適切な要件について検討する。</p> <p>〔第11次提案等に対する対応方針(平成19年10月9日)〕 既存の指定教員養成機関における教育状況の検証等を行いつつ、関係方面と協議を行い、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種との制度バランス等を考慮した上で、平成19年度中に結論を得る予定。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、「平成18年度中に結論」とされていたもの】</p> <p>〔第13次提案等に対する対応方針(平成20年10月23日)〕 既存の指定教員養成機関における教育状況の検証等を行いつつ、関係方面と協議を行い、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種との制度バランス等を考慮した上で、平成20年度中に結論を得る予定。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成19年10月9日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成19年度中に結論」とされていたもの】</p> <p>〔第15次提案等に対する対応方針(平成21年11月12日)〕 既存の指定教員養成機関における教育状況の検証等を行いつつ、関係方面と協議を行い、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種との制度バランス等を考慮した上で、平成21年度中に結論を得る予定。 【平成18年9月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、平成19年10月9日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成19年度中に結論」、平成20年10月23日付構造改革特別区域推進本部決定において実施時期を「平成20年度中に結論」と改めて設定したもの】</p>	対応困難	文部科学省では、今後、教員の質の一層の向上を図る観点から、教員養成課程の充実の検討に着手することとしています。本件については、この見直しの方向性を踏まえると、対応することは困難と考えられます。	文部科学省